

監 第 5 2 号  
平成 24 年 2 月 14 日

請求人 様

京都市監査委員 繁 隆 夫  
同 津 田 早 苗  
同 不 室 嘉 和  
同 海 沼 芳 晴

住民監査請求について（通知）

平成 24 年 1 月 12 日付けで提出された地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、下記の理由により却下します。

記

- 1 本件請求は、京都市（以下「市」という。）が児童館設置を条件に寄付を受けた土地（以下「本件土地」という。）に関し、市には寄付者の意向に沿って本件土地を児童館用地として有効活用する等の責務があるにもかかわらず、9 年半も、本件土地に児童館を建設せず放置していることは、本件土地の財産活用についての職務怠慢であるとして、その経過を明らかにしたうえ、早急に本件土地を児童館用地として活用すべく必要な措置を採るよう求めるものである。
- 2 上記 1 から、本件請求は、市が本件土地に関し、児童館を建設せず放置している事実があるとし、当該事実をもって、住民監査請求の対象となる財産の管理を怠る事実とするものであると解される。
- 3 住民監査請求の対象となる財産の管理とは、財産自体の財産的・経済的価値に着目して行われる行為をいうところ、本件土地における児童館建設に係る判断は、その義務の有無に関わらず、福祉行政の見地からなされるものであって、本件土地の財産的・経済的価値に着目して行われるものとは解されず、住民監査請求の対象となる財産の管理に該当するとは認められない。
- 4 よって、本件請求は、住民監査請求の対象となる財産の管理を怠る事実を対象とするものとは認められず、法第 242 条第 1 項の規定に適合しているとは認められない。